

第27回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年9月9日(金)

午前8時59分～午前10時28分

2. 場 所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

第27回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年9月9日(金) 午前8時59分～午前10時28分

2. 場所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

3. 出席委員(14名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三(早退)
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘
委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔(欠席)
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生(遅刻)

4. 9月の農業相談委員

4番 松井 悟 委員
5番 池田 光一 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について
(株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●●)
- ④ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●●●)
- ⑤ 農地法第5条の規定による許可申請について
(株式会社●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●●)
- ⑥ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●●)
- ⑦ 農地法第5条の規定による許可申請について
(株式会社●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●●)
- ⑧ 農用地利用集積計画の承認について
(中間管理特例事業)

(2) その他の案件

- ① 農地パトロール（利用状況調査）について
- ② 視察研修について
- ③ 農業委員会通信について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄	(欠席)
事務局職員	濱田	美孝	
事務局職員	福島	智靖	
事務局職員	大村	亮介	

開 会 8 時 5 9 分

議長

皆さんおはようございます。
 時間前ですが、皆さんお揃いですので始めます。
 稲刈りも今日明日がピークかと思いますが。少しでも早く終わるように進めていきたいと思っております。
 瓜生委員が欠席、安藤委員が後ほど出席ということですが。
 本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中5名の出席です。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第27回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は4番松井 悟委員、5番池田光一委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係1件、農地法第5条申請関係6件、農用地利用集積計画関係1件となっています。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい、初めにお断りさせていただきますが、お配りした資料のうち、付議案件⑥の5条申請については、現時点で関係各課との協議が不十分であり、内容も変更となる可能性が高い状況です。現時点で議決を行うための判断材料が十分に整っていませんので、今回の議事に付すことは保留とさせていただきます。本案件については後ほど簡単にご説明させていただきます、次回以降の農業委員会に持ち越しとさせていただきます。なお、本案件について現地調査も本日は行いません。そのため本日の議案は、農地法第5条申請関係が5件となります。よろしくお願ひいたします。

また、現地調査を伴う案件ということで、本来であれば、付議案件①から順にご説明するところですが、先日から庁舎内でも新型コロナウイルスが流行しており、本日は感染対策を平常よりも念入りに行って現地調査を実施いたします。そのため現地調査の際は出口の消毒液での手指消毒をしていただき、車内では私語を控えていただきますようご協力をお願いします。そして、車の台数を増やして人数を分散させ、

付議案件①及び⑦は時間を短縮するため現地調査を省略し、お手元にお配りしております写真による確認により議決とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、付議案件⑧については6月の農業委員会で一度現地調査を行った農地になりますので、本日は現地調査を省略いたします。

それでは改めて、現地調査を伴う案件についてご説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が北九州市に事業所を置く●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●●氏、譲渡人が広渡にお住まいの●●●●●氏、●●●●●氏で、申請地が6ページの字図にありますように、大字広渡字休メ田1592番1、地目は田、面積が514㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種住居地域の第3種農地となっております。

申請目的は宅地分譲で、申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの条件付き承諾となっております。

7ページの水利関係承諾書にありますように、隣接農地側に畦畔を設置することという条件が付されております。

8ページが事業計画書、9ページが被害防除計画書で、排水は雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

10ページが現況図、11ページが土地利用計画図となっており、3戸分の宅地造成となっております。12ページが縦横断図となっており、農地側にはコンクリートブロックにより土留めを行うこととなります。

13ページが関係者説明に関する調査票となっております。この関係者説明の調査票ですが、隣地の耕作者である●●●●●氏に説明は行っているのですが、現在まだ了承が得られていません。

6ページの字図をご覧ください。現在1593番1の土地の

うちの上半分、1592番1の隣地の部分まで畦畔をつくることについては業者と話がついているのですが、耕作者の●●氏はこの下半分の1592番5の隣地の部分まで延長して畦畔をつくるよう条件を出しており、そこで折り合いがつかない状況です。

ただ、今回転用の出た箇所の隣地の農地に対する被害防除策は行う予定となっておりますので、耕作者には説明は行っているということで議案に上げさせていただいております。

続きまして議案書の14ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が老良に事業所を置く株式会社●●●● 代表取締役●●●●●氏、譲渡人が松の本にお住まいの●●●●●氏、●●●●●氏で、申請地が16ページの字図にありますように、大字老良字碓510番1 外1筆、地目は田、面積が2筆合計で1,814㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第1種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は資材置場・駐車場です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

17ページが事業計画書です。事業所は本農地の道を挟んで南側の向かいにあり、16ページの字図において503番6、504番5にあります。本農地とは隣接しており事業拡大に伴い転用を行うものになります。

18ページが被害防除計画書で、排水は雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は無しとなっております。

19ページが現況図、20ページが土地利用計画図、21ページが縦横断図となっております。土地は道路高まで盛土する計画となっております。

22ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の23ページをお開きください。

付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでござ

ざいます。

譲受人が虫生津にお住まいの●●●●氏、譲渡人が鞍手町にお住まいの●●●●氏で、申請地が25ページの字図にありますように、大字虫生津字風呂ヶ谷1664番3、外1筆、地目は田及び畑、面積が2筆合計で1,206㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

申請理由は資材置場です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの条件付き承諾となっております。26ページの水利関係承諾書にありますように1. 雨水路・用水路には雨水のみとし、かつ土砂などを含んだ水は流さない。2. 敷地内に雨水路を増設し、集水枡を通して雨水路・用水路に排水する。という条件が付されております。

なお、27ページの平面図には条件に付された雨水路及び集水枡の位置が記載されています。

28ページが事業計画書、29ページが被害防除計画書で、排水は雨水は溜枡および自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。

30ページが現況図、31ページが土地利用計画図となっており、造園業を営む譲受人が図のように商品の植木を植えて使用するものと計画されております。32ページが縦横断面図となっており、特に盛土・切土の予定はございません。

33ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の34ページをお開きください。

付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が今古賀に事業所を置く株式会社●●●●●●●●●●

代表取締役 ●●●●氏、譲渡人が上別府にお住まいの●●●●●●氏、申請地が36ページの字図にありますように、大字木守字村下1447番1 外2筆、地目は田、面積が3筆合計で1,461㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種住居地域の第3種農地となっております。

申請理由は自動車学校合宿所の建築です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

37ページが事業計画書、38ページが被害防除計画書で、排水は雨水は溜樹で受けて水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽による処理となっております。

39ページが現況図、40ページが土地利用計画図となっており、敷地の北側に10部屋の合宿所が3棟建ち、南側に共用棟が建つ計画となっております。

41ページが縦横断図となっており、周囲の法面には芝を張って土砂の流出を防ぎ、ネットフェンスによる防護柵を設ける計画となっております。

42ページ、43ページが建築物の平面図となっておりまして、42ページが宿舎、43ページが共用棟です。44ページが関係者説明に関する調査票となっております。

また、当該農地は3条の転用許可を受けてから3作は行っているものの、3年が経過していないため始末書を付けております。45ページが始末書になっておりまして、本申請地は令和元年の、ここには1月とありますが、実際には11月に3条の許可を受けの誤りです。令和元年11月22日付で所有権を移転した後、毎年麦を作付し、3作を行っています。今回●●●●●●●●と用地の売買の話が上り、相手方が今回の合宿所建築のために補助事業を申請しており、スケジュール的面からどうしても3年を待つことができず今回の申請に至っており、寛大な措置をお願いします。という内容でございます。

以上が現地調査を伴う付議案件の説明です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 5 分

再開 10時 09分

議長 再開します。
吉田茂三委員は体調不良のため早退されました。
まずは付議案件①を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。現地の状況はお配りしている写真の付議案件①をご覧ください。
譲受人が木守にお住まいの●●●●氏、譲渡人が上別府にお住まいの●●●●です。
申請地が3ページの字図にありますように大字浅木字松ヶ崎488番、場所は松ヶ崎団地のすぐ北の圃場になります。
地目は田、面積が1,534㎡です。
農地区域が農業振興地域内非農用地で規模拡大のため農地を取得するものです。譲受人が現在耕作を行っている圃場であり、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われま

議長 それでは付議案件①を議題に供します。
地区担当の高崎洋介委員からご報告をお願いします。

地元委員 (2番) 特に問題は無いと思われま

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原

案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件①は承認されました。

議長 続きまして、付議案件②を議題に供します。
地区担当の池田光一委員からご報告をお願いします。

地元委員 特に問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願
(5 番) いたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第 5 条の規定による許可申請について、原
案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして、付議案件③を議題に供します。地区担当の高崎
洋介委員から報告をお願いします。

地元委員 特に問題は無いと思われまますので審議のほどよろしくお願
(2 番) いたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして、付議案件④を議題に供します。
地区担当の白石元弘委員から報告をお願いします。

地元委員 特に問題は無いと思われまますので審議のほどよろしくお願
(8番) いたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件④は承認されました。

議長 続きまして、付議案件⑤を議題に供します。
地区担当の石井佐千生委員から報告をお願いします。

地元委員 8月22日に生産組合長と共に説明を受けました。特に問題
(3番) は無いと思われまますので審議のほどよろしくお願
いたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件⑤は承認されました。

議長 続きまして、付議案件⑦を議題に供します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の55ページをお開きください。
付議案件⑦農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。現地の状況はお配りしている写真の付議案件⑦をご覧ください。
譲渡人が東京都に事業所を置く株式会社●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●●氏、譲渡人が八幡西区にお住まいの●●●●●●●●氏です。
申請地が57ページの字図にありますように、大字今古賀字塔ノ元554番、地目は田、面積が459㎡です。
農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。
申請理由は2戸の分譲住宅の建設です。
申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの条件付き承諾となっております。
58・59ページの水利関係承諾書にありますように、転用用地内の農業用水のバルブの切断、撤去後のバルブの処分、工事時期が稲作時期と重なった場合には生産組合長と協議することという条件が付されております。
お手元の写真の1枚目の中央やや右側にあるのがバルブです。60ページが事業計画書、61ページが被害防除計画書で、排水は雨水が溜桝による側溝への自然流下、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。
また、写真奥の隣接農地にはブロック塀を設けて土砂の流出を防除する計画となっております。

6 2 ページが給排水図、6 3 ページが土地利用計画図、6 4 ページが縦横断図、6 5・6 6 ページが立面図となっております。6 7 ページが関係者説明に関する調査票となっております。以上が付議案件⑦についての説明です。

議長 それでは地区担当の吉田茂三委員がいませんので、事務局から報告をお願いします。

事務局 こちらは隣地に対する防除策も行われており、特に問題は無いと思われますので審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑦農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件⑦は承認されました。

議長 続きまして、付議案件⑧を議題に供します。
この案件については、●●●●●が当事者となります。
●●●●●は退室をお願いします。

～ ●●●●●退室 ～

議長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書68ページをお開きください。
付議案件⑧農用地利用集積計画の承認についてでございます。
譲渡人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構で、譲受人が老良の●●●●氏です。
申請地が70ページの字図にありますように、大字老良字砦4

35番、地目が田、面積が2,105㎡です。農区域が農業振興地域内農用地となっております。

本件は通常の利用権設定に基づく利用集積計画ではなく、県の農業振興推進機構の仲介・あっせんによる農地売買事業に係る利用集積計画になります。

この農地あっせん事業は農用地の売買について、推進機構が仲介に入り、所有者から一旦機構が買い受け、機構から担い手に売り渡す事業となっております。

6月総会にて機構へ所有者から売り渡す計画は承認いただいておりますが、今回は機構から●●●●●へ売り渡す計画でございます。

●●●●●が耕作している圃場であり問題は無いと思われま
す。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑧農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成5名で付議案件⑧は承認されました。

～ ●●●●●入室 ～

議長 それでは、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件に入る前に、次回の農業委員会に持ち越しとさせていただいた付議案件⑥について簡単にご説明いたします。

本案件は別府の日焼の圃場を、●●●●●株式会社が31戸の宅地造成を行う事業計画となっております。

面積は8,508㎡となっており、県の本庁対応案件となっております。

現在、都市計画法の開発申請と下水新設の協議、および水路についての協議の最中でありまして、今後の協議により、地面高など計画が変わる可能性が高いため、今回の総会では審議を行わず、次回以降に持ち越すこととさせていただきました。

事務局 それでは改めてその他の案件について、濱田の方から説明いたします。

事務局 その他の案件①農地パトロールについて説明。

その他の案件②視察研修について説明。

その他の案件③農業委員会通信について説明。

議長 それではその他の案件について何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 皆様の方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 ご意見等無いようでございますので、以上をもって第27回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 28分